

鈴鹿市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項の規定に基づき、家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、対象家庭への訪問を行う者（以下「訪問支援員」という。）が居宅を訪問し、家事、育児等を支援する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 市長は、事業の全部又は一部を、市長が適当と認める法人その他の団体（以下「委託団体」という。）に委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 家事支援 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行等
- (2) 育児支援 児童の見守り、保育所等の送迎支援、子育て支援施策の情報提供等

(対象家庭)

第4条 事業の対象家庭は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当すると市長が認め、かつ、サポートプランを策定した家庭とする。

- (1) 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に支援が必要と認める家庭

(訪問支援員)

第5条 訪問支援員は委託団体に所属しており、かつ、次の各号に掲げる要件を全て

満たす者とする。

(1) 事業を適切に実行する能力を有する者

(2) 次のアからエまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（イに該当する者を除く。）

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）若しくは児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により刑に処せられた者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

エ その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為を行った者

2 委託団体が事業を実施する場合、訪問支援員は前項各号に掲げる要件を満たし、かつ、市が認める研修を受講した者でなければならない。

（訪問支援員の義務）

第6条 訪問支援員は、その業務を行うに当たっては、個人情報その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 委託団体は、事業の実施に伴い取得した個人情報を適切に管理し、事業の目的外に利用してはならない。委託期間が終了した後も、また同様とする。

（利用時間等）

第7条 事業を利用できる時間は、委託団体が訪問支援員を派遣可能な、午前8時から午後6時までとし、かつ、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 1回の利用は2時間以内とし、1週間に1回、1月に4回までを限度とする。

(2) 事業を利用できる日は、土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）を除く日とする。

（利用の申請）

第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、鈴鹿市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第9条 利用の可否の決定は、市長が行うものとする。

2 前項の決定に際しては、児童、保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供、相談等により前条に規定する家庭の状況について把握を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により当該利用の可否を決定したときは、鈴鹿市子育て世帯訪問支援事業利用決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに、決定の際は利用に係る事業が委託により行われているときは、その旨を委託団体に通知するものとする。

(利用の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、鈴鹿市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書(第3号様式)により申請者に通知するとともに、利用に係る事業が委託により行われているときは、その旨を委託団体に通知するものとする。

(費用負担)

第11条 申請者が支援を利用するための費用は、無料とする。ただし、食材料費、光熱水費、買い物等に要する交通費その他事業の実施に係る実費は利用者が負担するものとする。

(委託による事業の実施に関する必要事項)

第12条 委託により事業を行う場合における委託内容、実施報告、委託料その他必要な事項は、委託に係る契約において定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。